

広島県告示第二百一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十三年三月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
石内三二七六地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市・区		町村		大字		字		地番		標柱番号	
広島市佐伯区		五日市町		石内		堂本		甲三三三四番		標柱一号	
						迫谷		甲二六三七番		標柱三号及び四号	
						曲崎		甲二六三六番		標柱五号	
								三三三六番地先里道敷		標柱二号	
								三二七八番一		標柱六号及び七号	